

第3章 プランの概要

1. プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画基本法 第14条第3項に基づいて、本市において男女共同参画社会を実現するため、行政はもとより、市民や事業者、各種団体などの取り組みの指針として策定するものです。また、平成17(2005)年度で終了した「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」を継承し、国、大阪府の計画や、「第5次羽曳野市総合基本計画」をはじめとする本市の諸計画と整合性を図りながら推進します。

2. プランの期間

本プランの期間は10年間とし、平成19(2007)年度を初年度、平成28(2016)年度を目標年次とします。

なお、施策の成果や社会経済情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

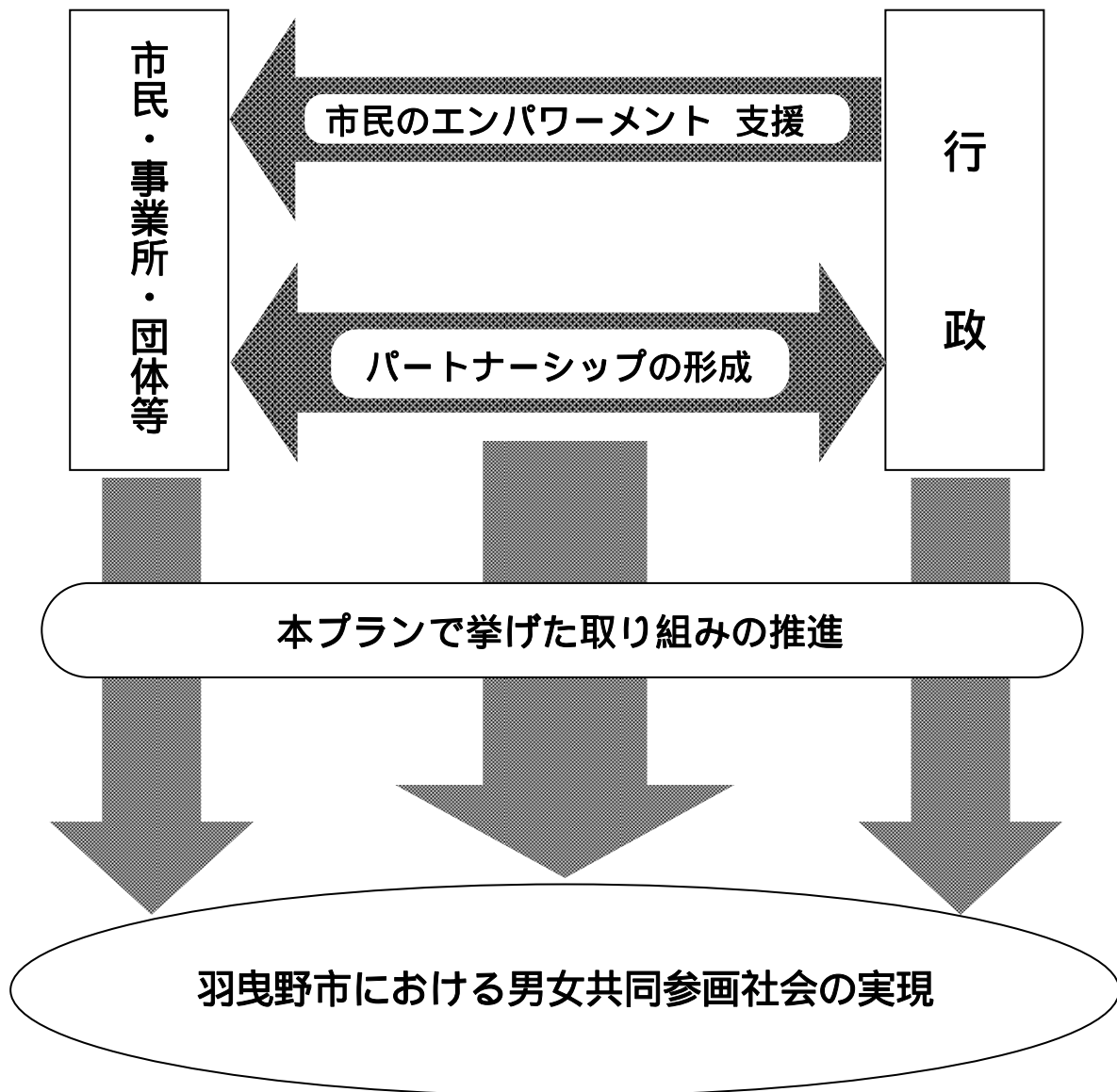
3. プランの進め方

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけでは達成できるものではありません。とりわけ、市民一人ひとりが男女共同参画に理解を深め、事業所や地域団体、NPO など地域の様々な主体が、それぞれの役割を担いながら、連携して取り組むことが、男女共同参画社会を実現するための大きな推進力となります。

よって、本プランでは、行政の取り組みだけではなく、市民や事業所などの自主的な取り組みについても併せて示しています。

今後は、すべての市民のエンパワーメント の支援を進めることで、市民をはじめ事業所など地域の様々な主体と行政がパートナーシップを形成し、本プランで挙げる取り組みを推進していきます。

男女共同参画の推進イメージ



4. プランの体系

基本目標

基本課題

施策の方向

A 『男女共同参画に向けた意識づくり』

基本課題 1

男女共同参画に向けた
慣行等の見直しと
広報・啓発活動の展開

- (1) 男女共同参画のための広報・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

基本課題 2

男女共同参画に向けた
教育・学習の充実

- (1) 学校教育における男女平等の推進
- (2) 生涯学習における男女平等の推進
- (3) 職員の研修の充実

基本課題 3

男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力の予防と根絶のための意識づくり
- (2) あらゆる暴力への対策の推進

基本課題 4

メディアにおける人権の尊重

- (1) 人権を尊重した表現の推進
- (2) メディア・リテラシー の向上

B 『あらゆる分野での
男女共同参画の推進』

基本課題 1

政策・方針決定の場への
参画の推進

- (1) 審議会等への女性の積極登用と
女性職員の職域拡大の確保
- (2) 企業や団体等での女性の登用の啓発
- (3) 女性のエンパワーメント

基本課題 2

働く場での
男女共同参画の推進

- (1) 労働条件向上のための啓発の促進
- (2) 就労環境の整備と支援
- (3) 職業能力の開発・向上
- (4) 多様な就労形態への支援

基本目標

基本課題

施策の方向

B 「あらゆる分野での
男女共同参画の推進」

基本課題 3

家庭生活での
男女共同参画の推進

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護支援の充実
- (3) 男性の家庭生活への参画促進

基本課題 4

地域社会での
男女共同参画の推進

- (1) 地域社会での男女平等意識の醸成と
地域活動への参画促進

C 「すべての男女が安心して暮らせる
社会づくり」

基本課題 1

生涯にわたる健康の
保持・増進

- (1) 性に関する情報提供と性教育の推進
- (2) ライフステージに応じた健康づくりの
推進

基本課題 2

年齢・障害の有無にかかわらず
すべての男女が安心して
暮らせる環境づくり

- (1) 高齢者や障害者などの福祉・就労の
充実
- (2) すべての人にやさしいまちづくり

基本課題 3

国際社会への参加・交流

- (1) 国際交流・協力への女性の参加促進